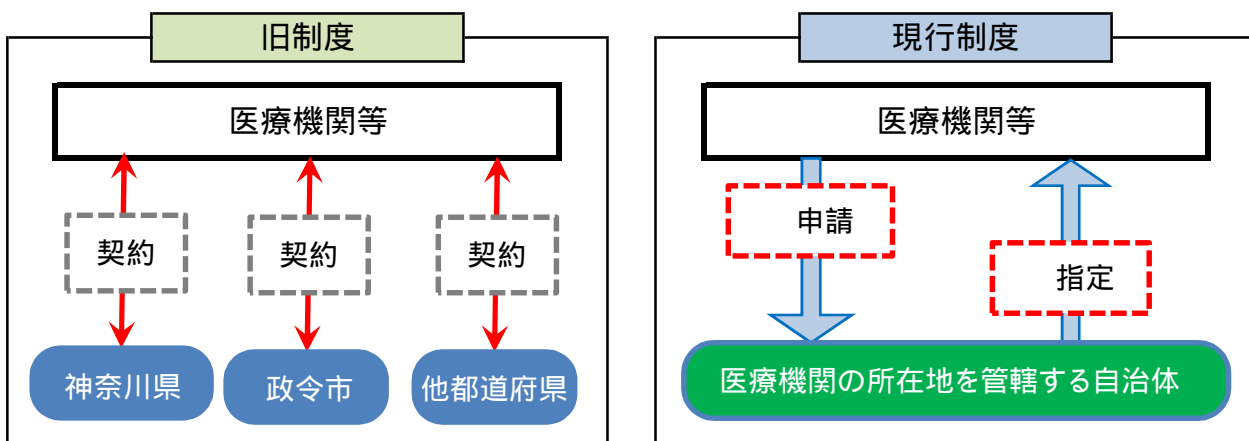


小児慢性特定疾病医療機関の指定申請手続きのお知らせ

平成26年5月に「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成27年1月1日から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が始まりました。

新制度では、小児慢性特定疾病の患者の方がその疾病に係る医療費の助成を受けるには、知事や市長の指定を受けた医療機関等（指定小児慢性特定疾病医療機関）で医療を受けていただく必要があります。



【注意点】

相模原市・横浜市・川崎市・横須賀市などの政令市・中核市に所在する医療機関等については、申請はそれぞれの自治体に提出し、指定を受ける必要があります。

指定医療機関の要件 (法第19条の9)

- (1)(2)のいずれも満たしていること。
- (1) 以下の医療機関等であること。
 - ・ 保険医療機関
 - ・ 保険薬局
 - ・ 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
- (2) 法第19条の9第2項で定める欠格事由に該当していないこと。

指定医療機関の責務等 (法第19条の11、第19条の12、第19条の13)

厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な小児慢性特定疾病に係る医療を行わなければならない。

指定医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例による。

指定医療機関は、小児慢性特定疾病に係る医療の実施に関し、都道府県知事等の指導を受けなければならない。

申請方法、その他留意事項

以下の書類を相模原市に提出してください。(郵送でも可能)

指定後、ホームページにおいて、指定医療機関等の名称、所在地等を公表いたします。

(法第19条の19)

- ・ 相模原市指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書

申請後、申請内容に変更があった場合は、以下の書類を提出して下さい。(郵送でも可能)

相模原市指定小児慢性特定疾病医療機関 変更届出書

変更のあった事が分かる書類等の写し

の書類の写しについては、A4サイズにしてください。

休止及び廃止となる場合は、以下の書類を提出して下さい。(郵送でも可能)

相模原市指定小児慢性特定疾病医療機関 休止等届出書

指定小児慢性特定疾病医療機関指定通知書(原本を返却してください)

指定の有効期間は6年間となります。期間の切れる前に更新手続きを行ってください。

申請の提出窓口および問い合わせ先

相模原市 こども・若者未来局 こども家庭課 保健事業班

〒252 5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042 769 8344 (直通)